

4 音環境の保全に努めましょう

環境配慮行動

1) 工場・建設作業からの騒音を防止します

騒音・振動を発生する施設や作業を把握します。
 騒音を発生する施設には、消音器を設置するなど防音対策を行います。
 音源室の密閉化や壁面の吸音対策を行います。
 遮音塀の設置や緩衝緑地帯の整備により周辺環境に配慮します。(情報)
 周辺の状況に応じて、早朝や夜間の作業時間に配慮します。
 建設や解体などの作業にあたっては、工事内容を事前に周辺住民に説明するとともに、朝や夜間、休日の作業時は特に配慮します。
 建設作業にあたっては、低騒音・低振動型機器を使用します。(支援)

【情報】緑の遮音効果

発生する騒音を吸音、遮音するだけでなく、音源を遮へいすることによる心理的な緩和を目的として植栽するもので、音源付近の生活環境を保護し、景観も向上させます。

植栽植樹は、枝葉が密で、枝下が低い常緑の高木を主体としますが、枝下があく場合は、高木と低木を組み合わせます。なお、落葉樹を植える場合は前後に常緑樹を植えることが必要になります。

(みどりの環境づくり 緑化技術マニュアル(北海道)より)

また、生け垣は周波数の高い騒音をよく吸収し、遮音効果があるとされています。



生け垣の周波数別減衰値(30 樹種の平均)

周波数(Hz)	125	250	500	1,000	2,000	4,000	8,000
空き地(デシベル)	66.9	79.7	84.8	90.2	87.3	84.0	74.9
生け垣(デシベル)	64.8	77.7	83.9	88.1	84.7	78.8	65.8
減衰値(デシベル)	2.1	2.0	0.9	2.1	2.6	5.2	9.1

資料:日本道路公園

【支援制度】環境対策型建設機械の普及促進のための融資制度(平成 11 年度～国土交通省(建設省))

国土交通省(建設省)では、建設工事における環境対策を推進するために、排出ガス成分、騒音および振動を低減した機械を「環境対策型建設機械」として指定し、購入を予定している建設業者およびリース・レンタル業者などに対して、中小企業金融公庫および国民金融公庫における特別貸付が行われています。

環境対策型建設機械は平成 12 年 6 月現在 排出ガス対策型建設機械が 2,423、低騒音型建設機械が 951、低振動型建設機械は 19 の機械が指定されています。

詳細については、メーカーなどの購入元へお問い合わせください。また、日本建設機械化協会ホームページ(<http://www.jcmanet.or.jp/>)でも建設工法や環境対策型建設機械認定機種について確認できます。



関連する主な法律

騒音規制法、振動規制法

特定工場(特定施設を設置する工場または事業場)の届出や、特定建設作業に関する騒音や振動の規制基準が規定されています。

環境配慮行動

2) 営業活動に伴う騒音を防止します

早朝や深夜の荷さばき作業は周辺住民に配慮します。
 荷さばき作業スペースの確保により、荷さばき作業時間の短縮を図ります。
 早朝や深夜の営業宣伝やアナウンスは行わないようにします。
 拡声器の設置場所にあたっては規制を守ります。
 冷房などの室外機は低騒音型を採用したり、設置場所に配慮します。
 アイドリングや急発進、空ぶかしなどを控えます。
 車両を適正に整備し、騒音の発生を抑えます。

関連する主な法律

騒音規制法

自動車騒音について許容限度が定められています。

道路運送車両法

自動車騒音の防止が規定されています。
 保安基準によって詳細が規定されており、騒音規制法と連動しています。

大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持のため、交通渋滞、交通安全、騒音などの問題に対し、適正な配慮がなされることが規定されています。

大規模小売店舗：一の建物であって、小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が基準面積（1,000㎡）を超える店舗をいいます。

対処すべき騒音

- ・ 荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザーなどの騒音
- ・ 荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音などの騒音
- ・ BGM、アナウンスなど営業宣伝活動に伴う騒音
- ・ 冷却塔、室外機などから発生する騒音
- ・ 給排気口などから発生する騒音
- ・ 敷地内（駐車場など）における自動車走行騒音
- ・ 廃棄物収集作業に伴う騒音

《騒音・振動規制区域》



TOPIC 公害防止組織の整備

特定工場 の事業者に対しては、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、公害防止組織の整備が義務付けられています。

その中で、重要な役割を担う公害防止管理者および公害防止主任管理者には、法に定められた特別な資格を取得した者でなければ選任することができないため、毎年国家試験が実施されています。

特定工場

ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音・振動発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設またはダイオキシン類発生施設を設置する工場で、製造業、電気供給業、ガス供給業または熱供給業に属するものです。

TOPIC 公害防止関連の融資制度

【国民生活金融公庫の融資】

資金使途 公害防止資金（設備資金、運転資金）

融資金額 7200万円以内（運転資金については4800万円以内）

利率 年2.1%（平成13年1月26日現在）（ただし、特定の設備については、特定利率が適用になるものもあります。）

融資期間 設備資金は15年以内（うち据置期間2年以内を含む）、運転資金は5年以内特に必要な場合は7年以内（うち据置期間1年以内を含む、特に必要な場合は2年以内を含む）

窓口 国民生活金融公庫函館支店 TEL 23-8291

商工会議所 TEL 23-1181

商工会（亀田）TEL 47-1771、（銭亀沢）TEL 58-3057

【中小企業金融公庫の融資】

資金使途 特定の公害防止施設の取得および再生資源の有効利用などを図るために必要な設備資金並びに長期運転資金

融資金額 直接貸付は7億2000万円以内（うち長期運転資金については2億5000万円以内）、代理貸付は一般貸付の限度のほかに本制度による融資として1億2000万円以内

利率 年1.8～1.95%（平成13年2月9日現在）（特利対象施設施設は、4億円を限度として、特利 または、特利）

融資期間 設備資金15年以内（うち据置期間2年以内）、運転資金7年以内（うち据置2年以内）

窓口 代理貸付：各金融機関

直接貸付：中小企業金融公庫函館支店 TEL 23-7175

【函館市中小企業融資制度】

資金使途 地域産業活性化資金

（店舗・工場・観光施設・公害対策施設・駐車場等の近代化を行うもの）

融資金額 運転 1000万円以内

設備 1億円以内

利率 5年 0.80%

10年 1.20%

15年 1.60%

融資期間 運転 7年以内（据置期間1年以内を含む）

設備 15年以内（据置期間3年以内を含む）

窓口 商工観光部商工振興室商業課 TEL 21-3312

なお、各制度の利率は金融情勢などにより変更となる場合がありますのでご注意ください。